

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

## 社葬費用と香典の取扱い

Q: 会長が亡くなり社葬をすることとなりました。社葬費と香典の取扱いについて教えてください。

A: 葬式の費用は、原則として個人に帰属するものですから、遺族が負担すべき費用を法人が負担したとして、法人から遺族に対する贈与として取り扱われます。

しかし、法人が役員死亡に伴い、社葬を行い、その費用を負担した場合において、その社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、その負担した金額のうち社葬のため通常要すると認められる部分の金額は、損金の額に算入することができます。

「社葬を行うことが社会通念上相当」かどうかは、その死亡した役員の生前の法人に対する貢献度、経歴、地位、その法人の規模等を総合的に勘案して判断することになります。また「社葬のため通常要すると認められる金額」とは次のようなものがあります。

- ① 斎場及び祭壇等の使用料
- ② 僧侶に対するお布施
- ③ 参列者や車の整理等に係る費用

なお、社葬であっても明らかに遺族が負担すべき費用（例えば、密葬費用、墓石・墓地・仏壇・位牌の購入費、戒名料、香典返し費用、通夜の費用など）は会社の費用とはなりません。

香典については、遺族に対する哀悼の意を表して供えるものですから、通常遺族が受け取るべきです。よって、法人の収入とせず遺族の収入としたときは、これが認められます。

